

掛川交通だより



令和7年5月29日
第 1 号
掛川警察署交通課

飲んだら乗るな！乗るなら飲むな！

掛川市内

飲酒運転事故発生しています！



自動車も自転車もお酒を飲んだら運転しない！

厳しい罰則

酒酔い運転

酒気帯び運転

刑事罰

5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金

3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

運転免許
行政処分

取消処分
(欠格期間3年)

取消処分(欠格期間2年)
又は停止処分



近いから警察にはばれないだろう…

交通事故を起こさなければ大丈夫…

飲酒運転による重大事故が発生しています。
飲酒運転をして事故を起こせば、被害者だけでなく、運転者が受ける

「多額の賠償金、解雇など社会的地位の喪失、
家庭崩壊 等」

の影響によって、大切な家族
も不幸にしまいます。



飲酒運転は許しません！

